
◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第5、議案第63号 松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者からの提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第63号は、松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（総務課長 山本秀樹君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○3番（佐藤作行君） 1点ちょっとお伺いしますが、これを実施した場合は、例のラスパイレス指数はどれくらいになるか、ちょっと教えてください。

○総務課長（山本秀樹君） まだここにつきましては、国の方もどのくらいになるのかというのは基準がまだ出ていないので、細かい計算はしておりません。ただ、大震災の関係で国の職員が24、25と給与抑制をしました。それに基づいて町の方も抑制をしまして、一時抑制前は100ちょうどくらいになりましたけれど、また抑制をした段階で96くらいになっていますので、同じような今回の改正でいきますと、96パーセント・・・、違っててもそう遠くないような数字になるのかなというような予想はしております。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（藤井 要君） 役場のいろいろな言葉の中で、勤勉手当とかというのをよく聞くんですけども、私たち一般から入ってきた者は勤勉手当というのは今はないですね。そういう言葉自体が。たぶんボーナスでそのままひっくるめているのかもしれませんが、この勤勉手当が探しても語句説明がないもので、わかりやすくすみませんが、もう一度お願いしたいと思っております。

○総務課長（山本秀樹君） 期末手当と勤勉手当を合わせて一般的には通常は期末手当というような形で呼ばれているのが多いケースだと思います。この勤勉手当をどういう形でどういうふうにするんだよということは、大まかな説明というのがないわけです。ただ、細かい実

際に支給する担当なんかになりますと、細かい出し方はあるわけですが、通常の勤務を続けていけば特にその数字は変わってこないというような形になります。要は勤務成績に応じてのプラスマイナスをつけていくと、そこに影響がでてくるというような手当になるわけです。

ですから、今回の人事院勧告につきましても期末手当の率はいじらないで、勤勉手当の方の率に配分をしているというのは、要は勤務実態に応じた支給、給与体系にできるだけ近づけなさいというようなことから勤勉手当に今回配分をしたというような経過になっております。一応その辺の勤勉状況をそれではどういうふうな判断をするのかという形になりますと、それぞれの職員の勤務評定をしまして、例えば100職員がいるなかで、普通の職員が例えば7割、残りの3割を15パーセント、15パーセントでプラスになる職員、マイナスになる職員・・・、要は全部プラスだと給与はどんどんどんどんいってしまいますので、プラスがあればマイナスもあるというような配分にしていくような評定がいいのかどうなのかというところ、その議論もありますけれども、一応そういうような個人の勤務評定をしまして、それを反映させるのが、こういう趣旨になるんだよというようなことで、国の方もそういう制度を用いれというようなことも話はきていますけれども、あくまでもそれをしなければいけないということではなくて、町の方も人事考課等をやりまして、個人の評価、それからそういうものをどうしようかというような思考はしていますけれども、なかなかやっぱり一人ひとりの評価を決めていくのは、こういう成績はなかなか出にくいという公務という面では判断しにくいのかなというのがあります。いずれにしてもそういう個人の評価を査定につなげていくというのがあって初めて勤勉手当というのは率が動いてくるというような形になります。

○議長（稲葉昭宏君） 理解できましたか。

○1番（藤井 要君） なかなか理解はできませんけれども、じゃあ勤勉手当が成果主義みたいな、それで調整しているとちょっと解釈しましたけれども、あとの残りの部分というのは一律みたいなというような考えでいいのかな。それでよろしいですか。

○総務課長（山本秀樹君） 期末手当につきましては、そういう形でいいと思います。期末手当と勤勉手当を合わせて年末の手当になるわけですが、勤勉手当というのはそういう成績に応じて、例えばプラス0.05パーセントということをするれば変わってくるということです。ただ、現在はやっていないです。うちは。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○10番(鈴木源一郎君) 7年ぶりの引き上げだということで説明があったわけですが、町の職員には職員組合もあるわけですから、職員組合との協議というか、話し合いはどんな内容が交わされたのでしょうか。なんか概要がわかるような資料があれば資料も提出いただきたいと思います。

○総務課長(山本秀樹君) 一応今年の場合は給与改定が人勧が引き上げということですので、それを守ってもらいたいというような形になります。当然それ以外ときは人勧どおり引き下げをやらないでくれというような要求になるでしょうけれども、今年の場合は人勧が引き上げということになっていますので、そのとおりにやってもらいたいというような要望になっています。

○議長(稲葉昭宏君) 資料の方はそういうことでよろしいですね。

○議長(稲葉昭宏君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○10番(鈴木源一郎君) 本案に賛成いたします。

ちまたにはこの職員の人件費の問題でやっぱり身を切ってやっていくということで改革していくからどうのこうのという議論があつて、議員の定数削減も絡めてやっているわけですが、私はそうじゃなくて、これはやっぱり職員も住民だということからすれば、アップしていくというのは必要なことだろうということで、それがやっぱり地元の経済の循環に好循環をもたらすという原資になるわけですから、そういう意味で7年ぶりの引き上げということですので、賛成いたします。

○議長（稲葉昭宏君） これをもって討論を終了します。

これより議案第63号 松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件
を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前 9時55分）
